

閣郵委第16号の1
令和5年4月24日

金融庁長官
中島 淳一 殿

郵政民営化委員会
委員長 山内 弘隆

郵政民営化法第139条第6項の規定に基づく意見

令和5年2月17日付け金監督第415号及び総情貯第29号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

閣郵委第16号の2
令和5年4月24日

総務大臣
松本 剛明 殿

郵政民営化委員会
委員長 山内 弘隆

郵政民営化法第139条第6項の規定に基づく意見

令和5年2月17日付け金監督第415号及び総情貯第29号をもって意見を求められた事案について、調査審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

株式会社かんぽ生命保険の投資子会社保有に関する 郵政民営化委員会の意見

はじめに

令和5年2月16日、株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」という。）から子会社保有に係る認可申請があり、金融庁長官及び総務大臣から当委員会の意見が求められた。

認可申請の内容は、かんぽ生命保険の子会社であるかんぽNEXTパートナーズ株式会社について、事業連携の可能性があり、かつ、成長が見込まれる等の他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務を行う投資子会社とするというものである。

今回行われた申請は、かんぽ生命保険による子会社の保有に関する郵政民営化法第139条（子会社保有の制限）第1項の認可の申請である。同条は、郵政民営化法第138条（業務の制限）等における規制との整合性を図るために設けられたものであり、第138条第4項と同様の基準を定めている。

当委員会において把握された本件に関する事実関係に基づけば、新規業務に関する考え方と異なる考慮が必要となるような事情は認められないため、今回の子会社の保有に係る調査審議に当たっては、新規業務に関する調査審議の考え方を準用することとし、これまで当委員会が公表してきた所見¹に示されてきた、以下の1及び2に示す基本的な考え方に基づいて調査審議を行った。

当委員会における調査審議の結果は、以下の3及び4のとおりである。

1 基本的な観点

(1) 利用者利便の向上

郵政民営化法は、公正・自由な競争を促進し、多様で良質なサービスが提供されるようになることを重視していることを踏まえ、最も重要な視点は金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、競争を通じて金融機関のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上である。

(2) 適正な競争関係

郵政民営化法は、利用者利便の向上をその目的の一つとしており、今般の認可申請の検討に当たって考慮すべき適正な競争関係の確保についても、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討する。

¹ 「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（平成18年12月20日）、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」（平成24年9月19日）、及び「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」（平成27年12月25日）

手法の面では、事前の競争制限は極力採るべきでなく、その場合には、様々な条件付けや段階的实施等の工夫によって、できる限り競争を促す方向で検討する。

(3) 経営状況

民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供や資金の運用によるリターンの確保、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化、郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化といった事項を中・長期的観点から勘案する。

(4) 業務遂行能力・業務運営態勢

民間金融機関においては、市場規律に従ったガバナンスの確立のために、内部監査・コンプライアンス態勢が整備されていることが不可欠となっている。かんぽ生命保険及びその子会社がこうした民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然であり、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要がある。

2 所見に提示された準則の観点

上記1の観点を踏まえ、当委員会は民営化に先立つ平成18年12月、株式市場からの規律が不十分な場合には、各種取引において経済合理性が浸透しないおそれが残りやすいことに着目し、新規業務導入の先後関係を検討する際に考慮すべき次の4つの準則を提示した。

- ① 定型的業務から非定型的業務へ
- ② 市場価格が存在する業務から相対で価格形成を行う業務へ
- ③ ALMからみた緊要性の高い業務から低い業務へ
- ④ コアコンピタンスとの関係が強い業務から弱い業務へ

当委員会は、今日においても、この考え方を金融二社の新規業務の是非を判断するための具体的基準として活用している。

さらに、平成27年11月に日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の三社が上場し、経営に市場規律が浸透し、各社の経営努力が株式市場において評価されるようになった後には、経営課題への対応に資する、次のような、より具体的な視点を加えて検討を行っている。

- ① 収益源の多様化又は収益源の偏りの是正に資するもの
- ② 他社との連携により、既存サービスを補強することに資するもの
- ③ 他社との連携により、地域の活性化、地方創生等地域の期待に応え、金融二社の有用性や存在感を高めることに資するもの
- ④ その他、中期経営計画の展開、市場（投資家）の期待への対応等を図ることにより、金融二社の経営課題の克服に資するもの

このような観点から、優先的に導入を検討し得る業務として、資産運用の多様化（例えば、不動産投資信託、通貨先物、地域活性化ファンド等への出資）を挙げている。

3 申請に係る子会社保有の認可に関する考え方

(1) 子会社保有の認可に当たっての考え方

以上の1及び2の基本的な考え方を踏まえ、今回、かんぽ生命保険から申請が行われた投資子会社保有について評価すると以下のとおりである。

ア 利用者利便の向上等について

本件投資子会社を保有する目的の一つは、「お客さまの生活に寄り添うサービス」を事業領域としている有力なベンチャー企業（成長が見込まれる、新しい技術・ビジネスモデル・市場等の創出を目指す未上場の新興企業をいう。以下同じ。）への投資を通じた事業連携を行うことで、お客さまとのタッチポイントを増やし、かんぽ生命保険をより身近に感じることにより、お客さまとの更なる信頼関係を構築し、本業に好影響を与える好循環の実現を目指すこととしている。

次に、本件は、投資子会社のベンチャー企業への投資により、投資子会社を含めたかんぽ生命保険としての資産運用を多様化するものである。この際、本件子会社による投資は、かんぽ生命保険のオルタナティブ投資の総枠に占める割合が僅少であり、リスク管理に与える影響は軽微である。

また、既に民間生命保険会社の多くは、保険会社本体または子会社により、規模や時期は各様であるが同様の投資を行っており、かんぽ生命保険の本件投資子会社の保有により、適正な競争を通じて、全体としてベンチャー企業への投資が促進されるものと考えられる。

これらのことから、投資子会社の保有は、利用者利便の向上等に資するものと考えられる。

イ 業務遂行能力・業務運営態勢について

今回申請された投資子会社の保有については、以下の点を実施することとされている。

①子会社の態勢整備

本件投資を行う投資部門の投資責任者及び投資担当者には専門人材を確保した上で、投資する案件については合議制の投資委員会で決定することとしている。代表取締役社長と管理担当取締役についても経験・知見のある人材を置き、管理担当は投資担当と独立した立場で牽制機能を発揮できる態勢としている。また、リスク管理とコンプライアンスの対応については、(i) 第1線である業務執行部門では、リスクを認識し、必要な管理を実施、(ii) 第2線であるリスク管理部門及びコンプライアンス部門では、第1線の対応状況をモニタリングし、必要な指導や支援を実施、(iii) 第3線である内部監査部門では、社外専門家を活用して第1線、第2線の業務の適切性、有効性を確認することとしている。

②子会社を管理するかんぽ生命保険の態勢整備

かんぽ生命保険は、本件子会社との間で経営管理契約を締結し、かんぽ生命保

険が管理上必要とする報告を求める等、牽制効果が働く態勢を構築することとしている。また、かんぽ生命保険のオルタナティブ投資部が子会社の投資委員会にオブザーバー参加の上、委員会の状況をかんぽ生命保険のリスク管理統括部へ報告するとともに、ファンド、投資先の財務状況等のモニタリングも行うこととしている。さらに、子会社に対する監査として、かんぽ生命保険の内部監査部による監査を実施することとしている。

これらの実施により、投資子会社の保有による業務を実施するための一定の業務遂行能力・業務運営態勢が整備されていくものと考えられる。

以上を踏まえると、今回申請された投資子会社の保有は適当であると考えられる。

(2) 子会社保有に当たっての留意事項

金融庁長官及び総務大臣は、申請に係る子会社の保有開始後においても、当該子会社及びかんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢の実効性が的確に確保され、利用者保護やリスク管理に支障がないよう業務展開が進められていることを継続的に確認する必要がある。

4 その他

金融庁長官及び総務大臣は、投資子会社及びかんぽ生命保険の業務遂行能力・業務運営態勢について、今回の申請に係る業務を含め、継続的に確認するとともに、その結果について、当委員会に対し必要に応じ報告されたい。

以上